

定 款

株式会社オーケーエム

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は株式会社オーケーエムと称し、英文ではOKUMURA ENGINEERING corp. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. バルブおよびその他鉄工品の製造販売。
2. 液体循環恒温装置、水質転換装置、水質転換濾過装置、浄水装置の製造販売。
3. 液面、圧力、温度、流量等の各センサーの製造販売。
4. 弁類、センサーを活用した液体制御装置の製造販売。
5. 汚水、排水、ゴミ等の処理装置の設計、施工ならびに維持管理、修繕事業。
6. 省電力、省熱源のための設備機器に関する企画、設計管理ならびに製造、販売。
7. 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を滋賀県蒲生郡日野町に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査等委員会
- ③会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告に掲載する方法とする。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」とい

う。)は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の集結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第22条 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

- 3 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第 31 条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第 33 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選定）

第 35 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には利息をつけない。

平成 2 年 5 月 1 日	第 5 条	発行する株式総数の変更
平成 2 年 12 月 1 日	第 4 条	公告の方法の変更
平成 2 年 12 月 1 日	第 8 条	名義書換代理人の設置
平成 2 年 12 月 1 日	第 20 条	営業年度の期間の変更
平成 4 年 6 月 29 日	第 1 条	商号の変更
平成 6 年 6 月 29 日	第 17 条	監査役の任期の変更
平成 7 年 6 月 29 日	第 5 条	会社の事業目的の変更
平成 9 年 6 月 27 日	第 15 条	取締役の員数の変更
平成 10 年 6 月 26 日	第 2 条	会社の事業目的の変更
平成 14 年 6 月 27 日	第 6 条	額面株式の廃止
平成 14 年 6 月 27 日	第 16 条	取締役・監査役選任方法の変更
平成 15 年 6 月 27 日	第 8 条	株券喪失登録の追加
平成 15 年 6 月 27 日	第 9 条	株券喪失登録の追加
平成 15 年 6 月 27 日	第 13 条	商法 343 条の規定追加
平成 15 年 6 月 27 日	第 17 条	監査役の任期の変更
平成 17 年 6 月 29 日	第 10 条	株主名簿記載基準日の変更
平成 17 年 6 月 29 日	第 11 条	株主総会招集の変更
平成 18 年 6 月 29 日	全面改訂	会社法施行基く変更
平成 23 年 6 月 29 日	第 20 条	取締役副会長、取締役副社長の追記
平成 29 年 3 月 1 日	第 7 条	削除:株券発行の廃止
平成 29 年 6 月 27 日	第 18 条	取締役の任期の変更
令和 1 年 6 月 27 日	全面改訂	監査等委員会の設置
令和 2 年 8 月 4 日	第 6 条	発行する株式総数の変更

令和2年9月 24 日 全 面 改 訂 株式上場への対応のための変更